

広島県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和二年十一月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人和同会 広島シー サイド病院介護医療院	広島市南区元宇品町26番 20号	令和2年10月20日